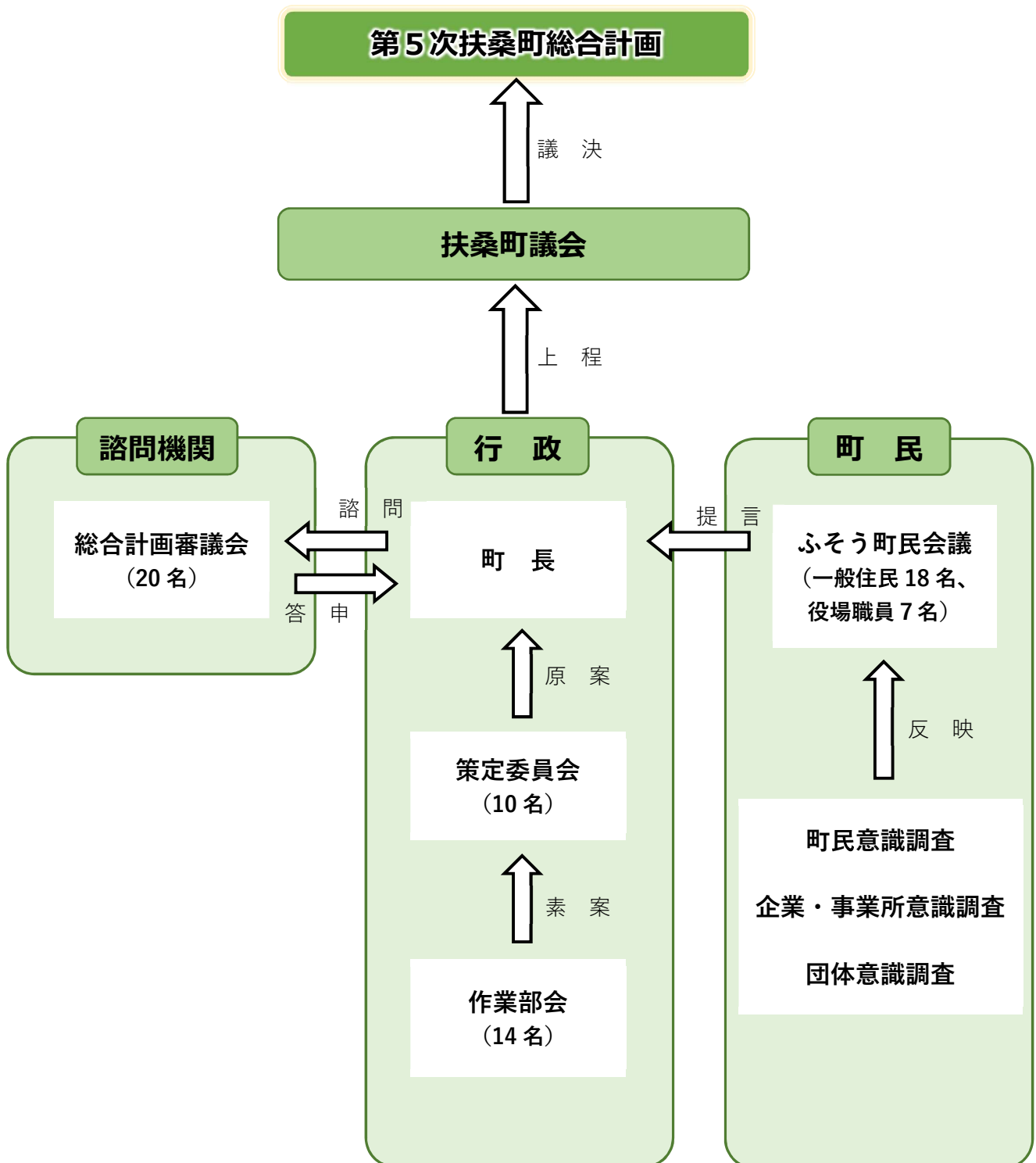


第4編 資料編

第1章 計画の策定と経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

	月 日	議会	審議会	策定委員会	作業部会	町民参加	事項	概要
平成28年度	平成28年8月				●		各課ヒアリング	・第4次総合計画及び集中改革プランの現時点における取組状況
	10月7日				●		第1回作業部会	・策定スケジュールについての説明 ・アンケート調査様式についての意見聴取
	10月25日	●					議員全員協議会	・町民、企業・事業所、団体意識調査の趣旨説明（調査票案の提出等）
	10月27日					●	第1回ふそう町民会議	・第5次総合計画の概要説明 ・討議テーマの抽出 ・今後の進め方についての説明
	11月2日					●	町民意識調査	・扶桑町に居住する18歳以上の男女3,000人を対象に調査票を郵送
	11月2日					●	企業・事業所意識調査	・扶桑町内に住所を有する企業・事業所250社を対象に調査票を郵送
	11月2日					●	団体意識調査	・扶桑町内のNPO法人・各活動団体50団体を対象に調査票を郵送
	11月17日					●	第2回ふそう町民会議	・RESAS（地域経済分析システム）の概要及び操作方法の説明 ・RESASを活用した扶桑町の特徴（強み・弱み）の分析及び討議
	12月16日					●	第3回ふそう町民会議	・会議を円滑に進めるための技術習得を目的とした「ファシリテーター講座」の実施 ・グループを再編成し、テーマ別のまちづくりへの提言に向けた討議を開始
	平成29年1月19日					●	第4回ふそう町民会議	・テーマ別のまちづくりへの提言に向けた討議①
	2月1日				●	●	第1回策定委員会 第2回作業部会	・策定方針についての説明 ・作業スケジュールについての説明 ・ふそう町民会議の進捗状況についての報告 ・アンケート取りまとめ状況についての報告
	2月8日			●				第1回総合計画審議会

	月 日	議会	審議会	策定委員会	作業部会	町民参加	事項	概要
平成28年度	平成29年 2月16日					●	第5回 ふそう町民会議	・テーマ別のまちづくりへの提言に向けた討議②
	2月24日	●					議員全員協議会	・町民、企業・事業所、団体意識調査結果の報告
	3月7日					●	第6回 ふそう町民会議	・テーマ別のまちづくりへの提言に向けた討議③
	3月23日					●	第7回 ふそう町民会議	・テーマ別のまちづくりへの提言に向けた討議④
	3月24日			●			第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合計画の名称を「第5次扶桑町総合計画」に決定 ・総合計画の例規上の位置づけと総合計画そのものの位置づけを「中・長期的な視点を持ち、かつ、すべての施策や個別計画を包括し整合性を持ってまちづくりを計画的に進めるためのもの」として決定 ・第4次総合計画の検証／評価シート（インベントリーシート）について開示し、現行計画を総括する目的で作成を依頼
平成29年度	4月5日					●	『まちづくり提言書』の提出	・ふそう町民会議委員から、町長へ『まちづくり提言書』を手渡し
	4月14日			●			第3回 策定委員会	・実施計画のあり方について審議し、現行どおりの運用基準を継続していくことを決定
	4月28日			●			第4回 策定委員会	・第5次総合計画における基本構想素案について、審議会に提出する内容の確認を実施
	5月						(各課作業)	・インベントリーシート作成
	5月17日		●				第2回 総合計画審議会	・第5次総合計画における基本構想素案を原案のとおり承認（調整のため未開示の土地利用構想を除く）
	5月26日			●			第5回 策定委員会	・第5次総合計画における行政評価（外部評価）制度を導入しないことで決定
	6月16日			●			第6回 策定委員会	・第5次総合計画における基本計画作成用シートを開示し、次週の作業部会にて依頼する旨を伝達
	6月23日				●		第3回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画における基本計画素案のシート作成及び提出を依頼 ・シートに基づいて7月中下旬よりヒアリングを実施する旨を伝達

平成29年度	月日	議会	審議会	策定委員会	作業部会	町民参加	事項	概要
	平成29年 6月末 ～7月							(各課作業)
7月19日 21日 26～28日 8月4日							各課ヒアリング (計6日間)	・基本計画素案シートの内容確認(目標指標、主な事業など)
8月25日				●			第7回 策定委員会	・集中改革プランの融合により影響を受ける第5次総合計画推進体制について、例規上の「集中改革プラン」という字句を削除することで決定
9月7日							政策調整課・ 都市整備課打ち合わせ	・基本構想(土地利用構想)についての打ち合わせを担当部局間で実施 ・双方のコンサルティング業者も同席の上、第5次総合計画と都市マスタープランの内容の整合について協議
9月上旬 ～下旬							(各課作業)	・基本計画シートの修正
10月6日				●	●		第8回策定委員会 第4回作業部会	・第5次総合計画における基本構想(土地利用構想)及び基本計画素案について、審議会に提出する内容の確認を実施
10月17日			●				第3回 総合計画審議会	・第5次総合計画における基本構想素案(土地利用構想)及び基本計画素案を、おおむね原案のとおり承認
審議会後～ 11月中旬							(各課作業)	・議員全員協議会に提出する基本構想及び基本計画の内容確認を実施
11月24日	●						議員全員協議会	・パブリックコメントに向けた第5次総合計画基本構想及び基本計画(案)を提出の上、内容の報告
12月4日 ～ 平成30年 1月5日						●	パブリックコメント	・郵送・FAX・電子メールのいずれかで受付

	月 日	議会	審議会	策定委員会	作業部会	町民参加	事項	概要
平成29年度	平成29年 12月28日	●					意見書の提出	・町議会から意見書の提出
	平成30年 1月19日			●			第9回 策定委員会	・議会からの意見及びパブリックコメントにおける意見に対する回答(案)について内容の確認 ・基本計画のポイント(リーディングプラン)について内容の確認
	1月26日		●				第4回 総合計画審議会	・町議会からの意見書に対する回答について報告 ・パブリックコメントに対する回答について報告
	2月15日		●				第5次扶桑町総合計画(案)に対する答申書を受領	・審議会より第5次扶桑町総合計画(案)に対する答申書を受領
	2月22日	●					町議会からの意見に対する回答書の提出	・町議会からの意見書に対する回答書を提出
	3月1日	●					議会	・平成30年第1回(3月)扶桑町議会定例会に上程(議案第20号)
	3月10日					●	パブリックコメント意見に対する回答の公表	・パブリックコメント意見に対する町の考え方をホームページにて公表
	3月27日	●					議会	・議決

第2章 各種組織・体制

(1) 総合計画審議会

①扶桑町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、扶桑町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 扶桑町長の諮問に応じ、扶桑町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、扶桑町総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 扶桑町教育委員会の委員
- (2) 扶桑町農業委員会の委員
- (3) 扶桑町の職員
- (4) 扶桑町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町内に住所を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月7日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

②審議会委員名簿

団体名	氏名（敬称略）			備考	
	H29年2月	H29年5月	H29年10月、 H30年1月		
扶桑町教育委員会	加藤 高周	松山 信雄	松山 信雄	審議会条例 第3条第2項第1号	
扶桑町農業委員会	小室 英二	小室 英二	寺澤 輝秋	審議会条例 第3条第2項第2号	
扶桑町職員	渡辺 誠	渡辺 誠	渡辺 誠	審議会条例 第3条第2項第3号	
扶桑町 社会福祉協議会	関 芳雄	関 芳雄	関 芳雄	審議会条例 第3条第2項第4号	副会長
扶桑町商工会	鈴木 洋	鈴木 洋	鈴木 洋	審議会条例 第3条第2項第4号	
愛知北農業協同組合 扶桑支店	兼松 良次	兼松 良次	兼松 良次	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町赤十字奉仕団	鈴井 日出子	鈴井 日出子	鈴井 日出子	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町文化協会	飯田 重樹	大藪 三郎	大藪 三郎	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町女性の会 連絡協議会	西 節子	西 節子	西 節子	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町消防団	大藪 孝志	大藪 孝志	大藪 孝志	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町老人クラブ 連合会	高木 鎬逸	高木 鎬逸	高木 鎬逸	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町子ども会 連絡協議会	井上 響	渡辺 仁美	渡辺 仁美	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町環境審議会	福田 正	福田 正	福田 正	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町 都市計画審議会	河野 すい	河野 すい	河野 すい	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町民生委員・ 児童委員協議会	近藤 祐康	近藤 祐康	近藤 祐康	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町ボランティア 連絡協議会	福地 春生	高木 真由美	高木 真由美	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町住民活動支援 センター運営機構	千田 成年	千田 成年	千田 成年	審議会条例 第3条第2項第4号	
扶桑町校長会	澤木 貴美子	杉本 祐子	杉本 祐子	審議会条例 第3条第2項第5号	
扶桑町地方創生 総合戦略審議会	宇野 和明	宇野 和明	宇野 和明	審議会条例 第3条第2項第5号	会長
扶桑町行政改革 懇談会	前田 久仁子	前田 久仁子	前田 久仁子	審議会条例 第3条第2項第5号	

②開催状況

	開催日	審議内容
第1回	平成29年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画の概要について ・アンケート取りまとめ状況について ・ふそう町民会議の進捗状況について ・今後の進め方について
第2回	平成29年 5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用構想案を除いた第5次総合計画における基本構想素案を、おおむね原案のとおり承認
第3回	平成29年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画における基本構想素案（土地利用構想）及び基本計画素案を、おおむね原案のとおり承認
第4回	平成30年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会からの意見書に対する回答について報告 ・パブリックコメントに対する回答について報告 ・第5次扶桑町総合計画(案)に対する答申についての説明

③諮問

30扶政諮問第1号
平成30年1月26日

扶桑町総合計画審議会
会長 宇野 和明 様

扶桑町長 千 田 勝 隆

第5次扶桑町総合計画(案)について（諮問）

扶桑町総合計画審議会条例（昭和39年4月1日条例第2号）第2条の規定に基づき、第5次扶桑町総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

④答申

平成30年2月15日

扶桑町長 千 田 勝 隆 様

扶桑町総合計画審議会
会 長 宇 野 和 明

第5次扶桑町総合計画の策定について（答申）

平成30年1月26日付け30扶政諮問第1号にて諮問のありました第5次扶桑町総合計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して別添のとおり答申します。

記

1. 町民がこれからも扶桑町に誇りを持って長く住み続けられるよう、ふそう町民会議より提言された「まちづくり提案」も踏まえ、将来を見据えた施策を講じるよう努めること。
2. 総合計画に基づき実施される施策については、町民にわかりやすく情報提供を行うこと。
3. 社会情勢の変化や町民ニーズを的確に捉え、定期的に見直しを図りながら効果的な計画の進行・管理を実施すること。
4. 計画の推進にあたっては、まちづくりの視点である「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」の実現に向け、町民と行政がお互いの力を存分に発揮できるまちづくりに努めること。

(2) ふそう町民会議

①参加者名簿

グループ名	担当分野	氏名（敬称略）	備考
チーム守るぞ扶桑	生活環境	谷口 美紀生	公募
		兼松 始	公募
		堀田 英夫	公募
		岡本 孝廣	公募
		澤田 雄介	町職員
		平野 健次	町職員
オールウェイズ	健康・医療・福祉	千田 一到	公募
		酒井 外美江	公募
		伊東 京子	公募
		佐橋 洋一	公募
		奥田 敏弘	町職員
		世古 直樹	町職員
平成教育委員会	教育・文化	谷田 潔	公募
		小島 雅之	公募
		千田 和之	公募
		早岐 優一	公募
		中村 崇	公募
		林 幸弘	町職員
		伊藤 静香	町職員
街そだて	都市整備・産業	遠藤 芳男	公募
		大藪 元章	公募
		後藤 健太	公募
		谷川 伊都	公募
		木矢村 匡	公募
		石堂 博也	町職員

②ふそう町民会議開催状況

	開催日	審議内容
第1回	平成28年10月27日	○オリエンテーション ●グループワーク 扶桑町の現状・課題の検討 「扶桑町の良いところ・悪いところを点検しよう！」
第2回	平成28年11月17日	○RESAS活用講座 「地域経済分析システム（RESAS）を使ってみよう！」
第3回	平成28年12月16日	○ファシリテーター講座 ●グループワーク 「テーマ別まちづくり提案の検討に向けて」
第4回	平成29年1月19日	●グループワーク テーマ別まちづくり提案 「良いところを伸ばし、悪いところを改善・克服するためには？ まちづくりアイデアのプレゼン！」
第5回	平成29年2月16日	●グループワーク テーマ別まちづくり提案 「アイデアを計画にするステップ！検討テーマからまちづくり提案を再点検」
第6回	平成29年3月7日	●グループワーク 「町民意識調査の結果から協働のまちづくりを検討しよう！」
第7回	平成29年3月23日	●グループワーク 「まちづくり提案のとりまとめ」

③提案内容

《チーム守るぞ扶桑（テーマ：生活環境）》

「生活環境」について、10年後の扶桑町がめざす姿

思いやりのあるまち

～みんな安心・みんな安全～

実現するために取り組むべきこと

①環境	
★全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動のスリム化を図るなどして、時代に対応していく。 ● 若年層、子育て世帯の取り込みを行う。
空家の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置されている空き家は、地域内で有効活用する。例えば、小規模なコミュニティの場としたり、堅固な建物であれば組単位の防災備蓄資材置場としたりする。 ● 空家の情報収集を行う。
転入者の自治会・町内会への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一戸建て住宅の新築や購入により、扶桑町外から転入してきた人達に対しても、自治会・町内会に加入してもらい、今ある自治会・町内会の機能を維持・発展させていく。
自治会役員有償化	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代に役員を担わせることは避けて、高齢者に役員を担ってもらう。そのために、町から手当を出す。 ● 業務内容は必要最低限に留める。
②交通安全	
★全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な目標・目的を設定する。
交通安全教室等を通じた意識向上活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全に通行できる道路幅を確保する。
交通安全、モラルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内在住者が歩行者を優先する行動を示す。 ● 町内会でも意識啓発活動を行う。 ● モラル向上へのモチベーションを上げる。 ● 通学路における安全確保を行う。

③防災	
★全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の命は自分で守る」という意識を持つ。
災害発生後の復旧における施策・事業の「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ● 町のマニュアルに沿って行動訓練及び運用を行う。 ● 避難所や配給場所などの看板を設置する。 ● 消防・防災の予防・対策事項を再整理し、「見える化」して、不足内容をさらに織り込む。 ● 危機管理体制の整備と、住民等による協働体制づくりを考える。
防災への意識、被災後の危機管理（官民連携）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の行政（避難所、避難場所、備蓄品、災害弱者への対応）と地域（住民の行動のしかた）の役割分担を考える。 ● 役場と地区住民が協力して、避難所運営を行えるように、役割の「見える化」を行う。 ● 防災ボランティアを活用する。 ● 行動する自治会へアピール活動をする。
④防犯	
★全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の暮らしは自分で守る」という意識を持つ。
夜間の門燈、玄関燈の点燈実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 各戸の門燈・玄関燈を整備する。 ● 地域の各戸が門燈・玄関燈を午後5時から10時頃まで点燈するように心がける。 ● 自動点燈ライトの普及を推進する。
ブルーライトの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● ブルーライト効果により、犯罪意識の抑制を図る。
⑤まちづくり全般	
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶桑町の良いところを町外へ発信する機会を充実させる。 ● 各課実施の行事实施時の紹介等を行い、ホームページ情報を充実させる。
総合計画の目標設定と進捗状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標と指標を使い分け、3段階評価したものを第5次総合計画に織り込む。 ● 目標は「ホップ・ステップ・ジャンプ」の発想で、以下のような3段階に設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①第1次目標：当面達成しなければならないレベル ②第2次目標：あるべき姿に至る次に達成したいレベル ③第3次目標：最終到達レベル、あるべき姿 ● 年計画は Plan, Do, Check, Action を心がける。 ● 現実的な目標設定を行う。

《オールウェイズ（テーマ：健康・福祉・医療）》

「健康・福祉・医療」について、10年後の扶桑町がめざす姿

ほっこり♡あんばよう暮らせるまち

～みんなが支え合うまちづくり～

実現するために取り組むべきこと

①子育て支援	
★全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代を呼び込み、子どもの数を増やすことによって、まちに活気を生み出す。
同居・近居のすすめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居・近居のための新築・改築へ助成金を出す。 ● 同居・近居をしている世帯への税金を軽減する。 ● 同居・近居を検討している世帯や、既に同居・近居していて扶桑町への移住を検討している世帯にも支援を行う。
保育園の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーサポート事業を拡充する。 ● 利用している保護者を対象としたアンケート調査を行う。 ● 土曜日・日曜日にも保育事業を実施する。 ● 一時保育は当日に申請しても利用できるようにする。
学童の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象を6年生までに延長して、土曜日も実施する。
②高齢者福祉	
シルバー大使の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がボランティアになって、高齢者を支える。 ● 町主催の「シルバー大使」養成講座を年2回実施し、養成、登録する。 ● 養成講座の実施と登録、「シルバー大使」の派遣は「わっと楽しくスポーツふそう」に委託する。 ● 「シルバー大使」は交通費（半日1,000円程度）のみのボランティアとし、保育園、地域サロン、女性会、老人クラブなどの会場に出向き、伝承あそび、健康体操やレクリエーションを広めるお手伝いをする。
「老人いこいの家」を「ふそういこいの家」に	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能の一部には年齢制限がないため、名称を「ふそういこいの家」として活用する。 ● お気軽カフェや立寄りカフェを入れる。 ● 健康で多少ゆとりのある高齢者が多く利用している「スパ付スポーツクラブ」や「軽食付歌声クラブ」などを開催する。

<p>認知症による徘徊者搜索のシステム化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 搜索のための初動及び各機関との連携をシステム化する。 ● 行政・自治会・警察を交えた町民会議を構築する。 ● 機能の拡充や登録に関する相談窓口を設けるなどして、「ひまわりあんしん情報メール」への登録を促進する。
<p>向こう三軒・両隣のすすめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所同士がお互いに見守り合う仕組みを再構築する。
<p>同居・近居のすすめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居・近居のための新築・改築へ助成金を出す。 ● 同居・近居をしている世帯への税金を軽減する。 ● 同居・近居を検討している世帯や、既に同居・近居していて扶桑町への移住を検討している世帯にも支援を行う。
<p>③健康</p>	
<p>シルバー大使の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がボランティアになって、高齢者を支える。 ● 町主催の「シルバー大使」養成講座を年2回実施し、養成、登録する。 ● 養成講座の実施と登録、「シルバー大使」の派遣は「わっと楽しくスポーツふそう」に委託する。 ● 「シルバー大使」は交通費（半日1,000円程度）のみのボランティアとし、保育園、地域サロン、女性会、老人クラブなどの会場に出向き、伝承あそび、健康体操やレクリエーションを広めるお手伝いをする。
<p>健康促進事業のPR活動の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康ゴールド免許制を導入する。 ● 町の実施している健康促進事業（特定健診や健康づくり教室、医療制度）をわかりやすくPRする。 ● 参加型・出前型のPR活動も行う。 ● 住民の方や行事に参加した方をモデルにしたり、参加者の体験談を掲載したポスター、チラシ、パンフレットの作成による広報活動、担当職員による出前講座の積極的に実施したりするなど、行事に参加したい、制度を知りたいと思えるような周知を行う。 ● いきいき扶桑、わくわく扶桑のダンス・体操を公募し、普及する。

④社会福祉	
全ての世帯が支え合う仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段は支援される側になる高齢者でも、時には支援する側になってもらうようにする。 ● 地区の子供も参加できるような制度を作る。
若い世代に向けた福祉制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市町との比較をするなどして、利用者がわかりやすいような制度にする。 ● 年配の男性を活用する。それにあたり、福祉の面だけではなく地域で活躍できるような機会や場所をつくる。 ● 障がいや高齢など、社会的弱者の体験ができる講座を増やす。 ● パンフレットを作成するなど、制度を知ってもらい、さらに関心を持ってもらえるような工夫を行う。
若者と高齢者の交流機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者と高齢者が一緒に活動する行事や講座を増やす。
障がい者の立場に立ったバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内にある商業施設や道路などのバリアフリー体制の状況について、障がい者の目線から点検し、見直す。 ● 町全体でバリアフリー化を進め、「バリアフリー先進のまち扶桑」を目指す。
⑤まちづくり全般	
駐在員の任期延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐在員を単年で委嘱するのではなく、3年任期として、地域と行政のパイプ役となれるような人材を育てる。
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年後も「文化のまち扶桑」でありつづけるために、地道に取り組まれている地域活動に補助金等の支援を行う。

《平成教育委員会（テーマ：教育・文化）》

「教育・文化」について、10年後の扶桑町がめざす姿

笑学（しょうがく）のまち

～みんなで学び、みんなで笑おう～

実現するために取り組むべきこと

①学校教育	
二学期制を据えた教育計画の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加した授業時間数の活用方法など、指導計画を公開する。 ● 新しい総合計画の「学校教育」の核として、二学期制を据えた教育計画を明確化し、特色ある学習活動の展開を重視する。 ● 町内の学校で二学期制推進の研修交流を行う。 ● 二学期制を採用している他の市町村教育委員会や学校との協議研究を進める。
不登校対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況に応じて不登校専門委員会を設置する。 ● 不登校児童生徒の予備軍にも注目し、学年会・教科会・職員会議等で教員相互の情報共有や助言が充分になされるように努める。 ● 保護者や関連機関との連携（特に学級担任と保護者）の連携を強化する。そのために、実効ある面談重視の家庭訪問を実施する。
いじめ問題対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の友好的関係を醸成する場や機会を学校や地域、家庭で持つ取り組みを重視する。 ● スクールカウンセラーの1校1人任用や、スクールソーシャルワーカーの任用、「ふそう子ども応援委員会」を設立など、子ども会活動の整備と支援を行う。
放課後児童クラブ・放課後子ども広場の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童クラブの募集学年を6年生まで延長する。 ● 指導有資格者確保のため、該当者の確認と受任依頼の説明会等を実施する。 ● クラブ数・広場数を増やし、指導者の負担軽減を図る。

②家庭教育	
「ふそう家庭の日」の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族団らんのくらしを進める。 ● 親子や親同士がふれあえる場所をつくる。
PTA活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 在校生の保護者だけでなく、その他でも活動する意思のある人々も参加できるようにする。 ● 地域に開かれた活動を行う。
子ども会活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生以上でも、希望者がいれば参加できるような体制を整える。
親子参加型イベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災イベントは家族で参加することを推奨する。
③青少年教育	
小・中・高校生と大学生、青年社会人の地域活動参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生は、子ども会に入会し、仲間づくりを通して町内会活動にも参加する。 ● 中学・高校生は、「ふるさと扶桑学」を学び、修了者にはライセンスを発行する。また、同世代の横のつながりを重視して、広く地域活動に協力参加する。 ● 大学生・青年社会人は「若者会議」や「地域青年会議」を設立し、まちづくりに参加する。また、「扶桑まちづくりサポーター」として扶桑町の魅力づくりに加わる。
子どものコミュニティ参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生以下の子どもについては、地域のお祭り参加の活動内容を更に魅力あるものとする。 ● 中学生以上の子どもについては、学校教育だけのボランティア経験だけでなく、実際に地域の活動に入り込むことができる工夫をする。
同窓会プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● どの世代でも惹き込みやすい、同い年が集まる「同窓会」方式のイベントを行う。 ● プロジェクトにあたっては、専用SNSの構築、幹事役（中心メンバー）への相談、アドバイスなどを行う。 ● 成人式の内容を充実させる。 ● 若者会議や青年会議を設立する。

④生涯学習	
町民聴講生制度の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴講生が受講したい「教科」・「学校」・「一緒に受ける学年」を選択して申し込めるような体制を作る。
生涯学習の拡充（ふるさと扶桑学の開設）	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史研究会、古文書研究会会員を講師に「ふるさと扶桑学」の講座を開設する。時には、扶桑町に関する研究者の講義を講座に組み込む。 ● 「ふるさと扶桑学」を修了した受講者にはライセンスを発行し、扶桑町の魅力発信を担当してもらうなど、人材育成・活用につなげる仕組みをつくる。 ● 「子ども大学」や「シニア大学」（「高齢者大学」「扶桑大学」「ことぶき大学」）を開設する。 ● 高い知識や技能を有する小中学校の教師を講師として、多様な講座を開設する。 ● 生涯学習講座町民会議を設立する。 ● 生涯学習講座の内容について、町民を対象としたアンケートを行い、意見を訊く。 ● 他市町の先行事例を研究する。 ● 図書館を活用した取り組みを充実させる。
扶桑町郷土資料館の設立	<ul style="list-style-type: none"> ● 高雄地区の扶桑書店内に開設されている「寺子屋・明治・大正・昭和の教科書史料館」の継続について、早急に検討する。 ● 「文化の香り高きまち扶桑」の名にふさわしく、「扶桑町郷土資料館」を設立する。
町民ギネスブック	<ul style="list-style-type: none"> ● 「扶桑町にはこんな特技や個性を持った人がいる」という情報を町民全体に知らせる目的で、『町民ギネスブック』を作成する。 ● 何らかの特技や個性を持った町民を起点として、様々なイベントの創設などといったアイデアを考える。
⑤生涯スポーツ	
スポーツ活動を通じた世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な年齢や老若男女を交えた独自のスポーツ大会を開く。 ● 広報活動に力を入れる。
指導員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 講習会参加者の交流会を開催する。 ● スポーツ指導員の育成を行う。

⑥文化・芸術	
子ども神楽囃子保存会の発展	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども会会員の全員が子ども神楽囃子保存会に参加し、小学校卒業以降も関わることのできる仕組みを作る。 ● 子ども神楽囃子の指導役を維持・養成する。 ● 練習見学や運営の悩み相談など、地区間の交流を行う。
扶桑文化会館への音響反射板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動式音響反射板を導入し、音楽イベントにおいても他市町と遜色のない会場にすることで、「文化のまち扶桑町」として誇れる施設とする。
文化・芸術関係団体の発表活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの人に参加してもらうためのPR活動を行う。 ● 同種・類似分野で活動している団体同士が協力して演目を作るなど、年変わりの特別企画等を取り入れる。
町内の文化・見どころを発掘・育成するイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習や生涯スポーツの紹介機会も兼ねたイベントを行う。 ● それぞれお互いのコースを紹介しあうなど、近隣他市町とも連携してイベントの質を高める。 ● イベントの様子をSNSで発信し、さらなる参加者を呼び込む。 ● 町内散策ハイキングコースを常設でつくり、「歩け歩け大会」のようなイベント実施やスタンプラリーなどの企画で盛り上げる。
文化祭・音楽祭に関する意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在行っている総会や文化祭の打合せ等の場に、「自分たちでイベントを運営する」という意識の改革を推進する機会を設ける。 ● 団体同士が交流できる機会を設ける。

《街そだて（テーマ：都市整備・産業）》

「都市整備・産業」について、10年後の扶桑町がめざす姿

ずっと住みたい私のまち

～みんなが生き生き花いっぱいのもちづくり～

実現するために取り組むべきこと

①道路・施設計画	
文化の小径の延伸・活性化	<ul style="list-style-type: none">● 文化の小径を文化会館への単なるアクセス道路としてではなく、イオンや緑地公園など、扶桑町でにぎわいのある場所とつなげる。● 店舗の誘致や広場として祭りなどの行事を開催するなどして、空き地の有効利用を図る。● 文化の小径をジョギング、サイクリングコースにしたり、ひまわりを植えたりする。● 扶桑町紹介マップに記載するなど、町の名所としてPRする。● 文化人の手形を設置するなどして今ある文化の小径の魅力アップを図り、“歩きたい道”にする。
緑地公園の魅力向上	<ul style="list-style-type: none">● 音楽フェスティバルやバルーン（気球）フェスティバルなど、大型イベントを開催する。● ひまわりを始め様々な花をたくさん植えて、観光地とする。● 来場者が増加することを想定して、駐車場の整備を行う。
道路の整備充実	<ul style="list-style-type: none">● 道路の側溝や、歩道の整備を行う。● 街路灯の整備を行う。
②公共交通	
巡回バスサービスの運営	<ul style="list-style-type: none">● 自動車を運転できなくなった高齢者など、交通弱者の移動手段として、バスを走らせる。● 介護施設や障がい者支援施設などが所有している送迎用車を統合して、サービスを集約する。● チャイルドシートや、介護の車いすを載せることのできる設備のあるバスを運営する。

③公共施設	
公共施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習等供用施設に児童館の機能を持たせる。
④農業	
第2の主力農産物の開発・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 守口大根を活かしたまちづくりや販売を行う。 ● 守口大根だけでなく変わった農産物も生産し、新たな地域ブランドを展開する。 ● 花木・花きの栽培を行う。 ● 観光農園を運営する。 ● 若者や飲食店をターゲットに、おしゃれな野菜が手頃に手に入る大規模な朝市を、緑地公園などの既存施設にマーケット形式で定期的を開催してまちに活気をつける。 ● 道の駅等を新設して、地産地消を推進・拡大する。道の駅には野菜直売所を併設し、農工商連携や体験活動、観光拠点などの役割を持たせる。 ● 生産から加工までを一貫して行う「第6次産業」を推進する。
農業でまちおこし	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内外から人を集めて、収穫等の農業体験を開催する。 ● 守口大根を使った料理コンテストの開催などを通じて、扶桑町をアピールする。
露地栽培の収穫高・販売高の向上	<p>①農業基盤が類似している江南市との農業振興に関する広域連携の可能性を探る</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の開発研究、栽培育成、共同販売など、お互いに強み・弱みを補完して、相互の課題解決につながる連携体制をとる。 <p>②高雄東部地区の町土地利用計画を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部に農産物や農産加工品の販売や、農産物加工を行う拠点を整備する。 ● 水田耕作地の畑地転用による露地栽培耕作地を拡大する。

⑤商工業・労働	
アクティブシニアによるその他企業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティブシニアによる起業等の支援を行う。例としては、「子ども塾」（高齢者が放課後の教室等で昔の遊びや伝承、昔話などを伝える教室）や、「地域運営会社」（祭り等の地域行事を盛り上げ、広告収入等を得る）が考えられる。 ● アクティブシニアが主体となって事業を企画・運営する。 ● 収益が出れば運営者に還元される仕組みをつくる。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● まちのインセンティブを充実させる。 ● 農業法人や航空産業、倉庫業、福祉・医療関連企業などを誘致する。
⑥土地利用	
花いっぱいのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● ひまわり畑を作る。 ● さまざまな花を植えて、まちの美化につとめる。 ● 写真スポットとして観光地のひとつにする。 ● 休耕地を活用する。

(3) 意識調査

1) 町民意識調査

①調査方法

実施期間	平成 28 年 11 月 2 日から 11 月 30 日まで
調査対象	扶桑町内に住む 18 歳以上の男女 3,000 名 (住民基本台帳無作為抽出：平成 28 年 9 月 30 日現在)
方法	郵送による配布・回収
項目	総合計画について（認知度・関心） 1 あなたのプロフィールについて（回答者の属性） 2 扶桑町での暮らしについて 3 町政に対する評価 4 行財政運営について 5 協働のまちづくりについて 6 自由意見

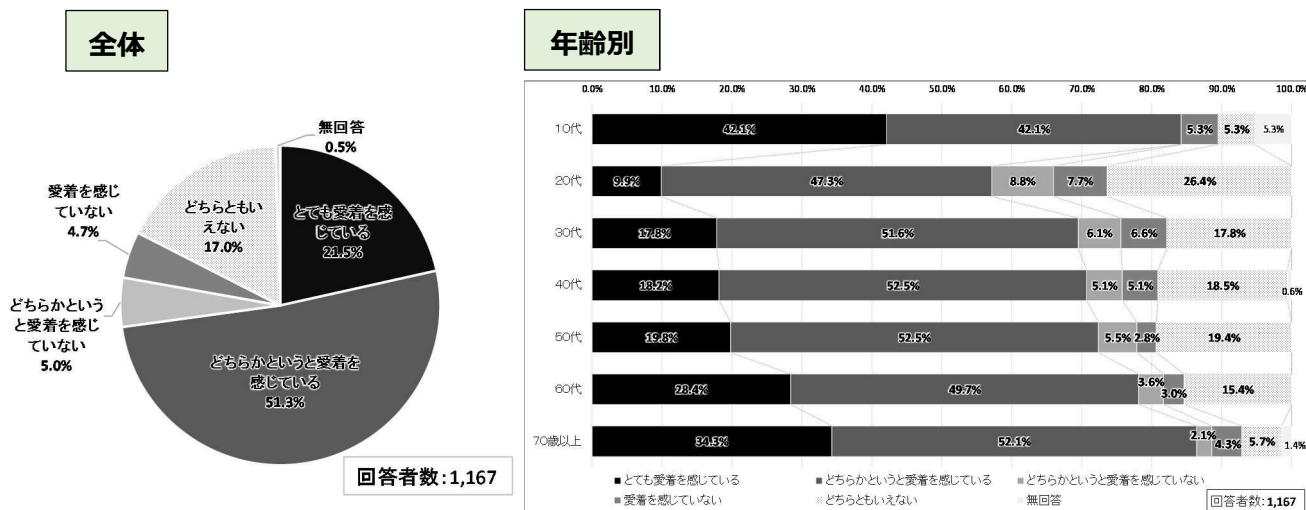
②調査結果の概要

有効回収数	1,167	有効回収率	38.9%
-------	-------	-------	-------

【扶桑町への愛着度】

「どちらかというとな愛着を感じている」が 51.3%と最も高く、次いで「とても愛着を感じている」が 21.5%で、合わせて 72.8%の人が扶桑町に愛着を感じていると回答しています。

年齢別にみると、「とても愛着を感じている」と「どちらかというとな愛着を感じている」を合わせた割合は「70 歳以上」が最も高く 86.4%、「20 代」が最も低く 57.2%となっています。20 代以降は、年齢が上昇するとともに「とても愛着を感じている」と「どちらかというとな愛着を感じている」の合計が占める割合が高くなる傾向にあります。

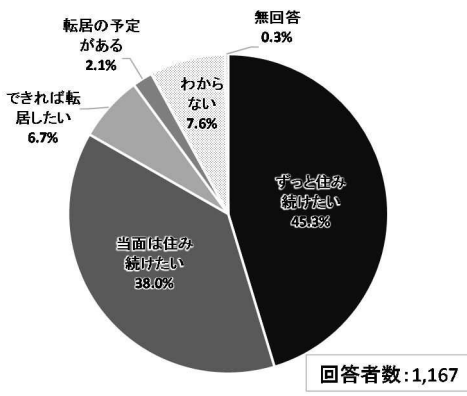


【扶桑町への定住意向】

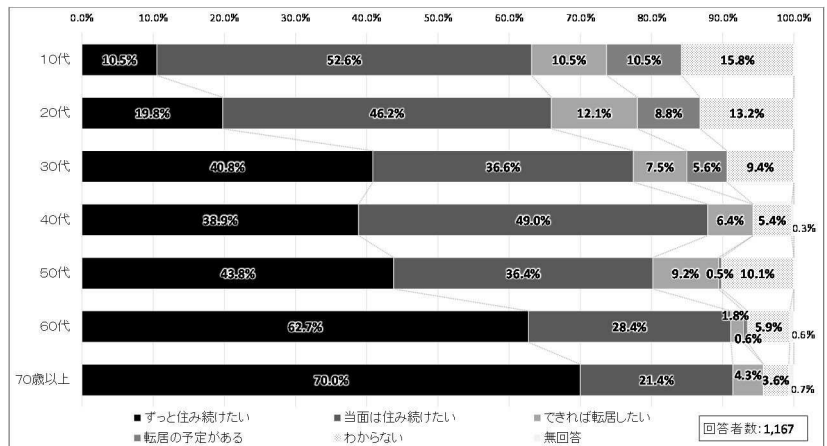
「ずっと住みたい」が45.3%と最も高く、次いで「当面は住みたい」も38.0%と高くなっており、合わせて83.3%の回答者が今後も扶桑町に住み続ける意向を持っています。

年齢別にみると、「ずっと住みたい」と「当面は住みたい」を合わせた割合は、「70歳以上」が最も高く91.4%、次いで「60代」が91.1%、「40代」が87.9%となっています。

全体



年齢別

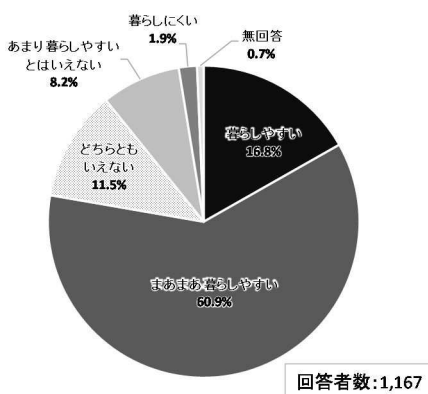


【扶桑町の暮らしやすさ】

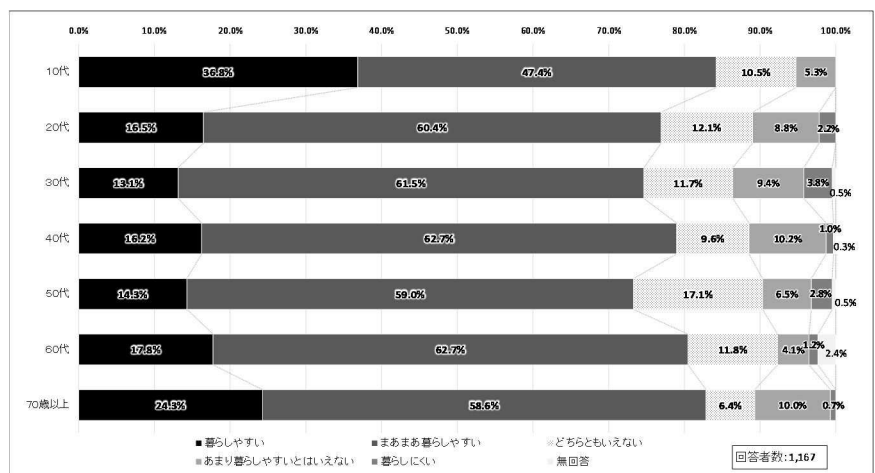
「まあまあ暮らしやすい」が60.9%と最も高く、次いで「暮らしやすい」が16.8%と続いています。「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」を合わせると77.7%となり、回答者全体の4人に3人程度は扶桑町を比較的暮らしやすいまちだと答えています。

年齢別にみると、「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」を合わせた割合は「10代」が84.2%と最も高く、次いで「70歳以上」が82.9%、「60代」が80.5%、「40代」が78.9%と続いています。

全体



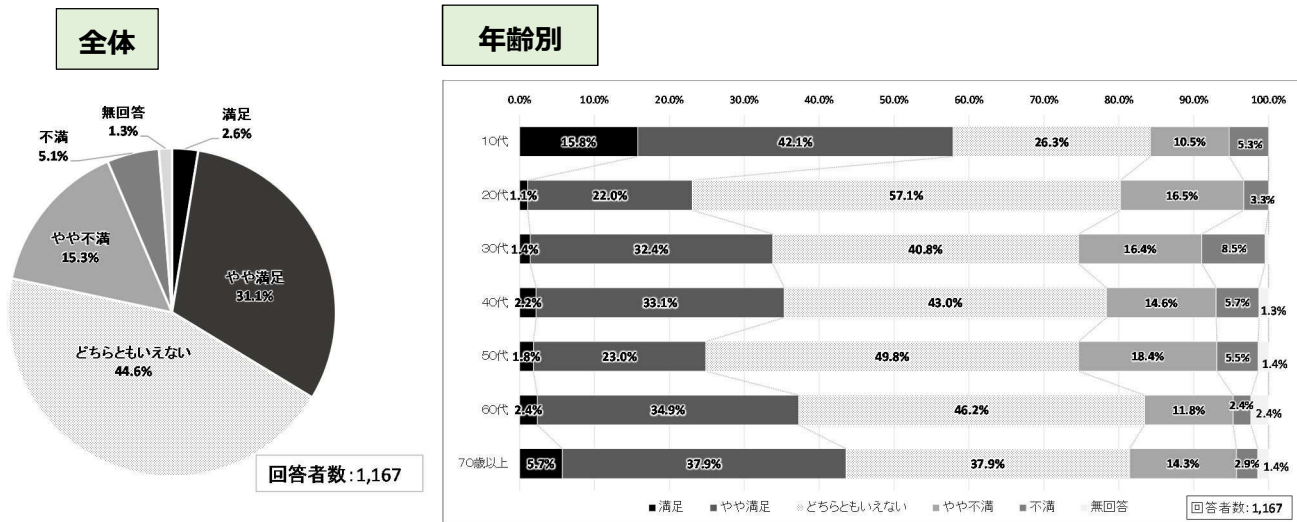
年齢別



【これまでの扶桑町の取り組みに対する評価】

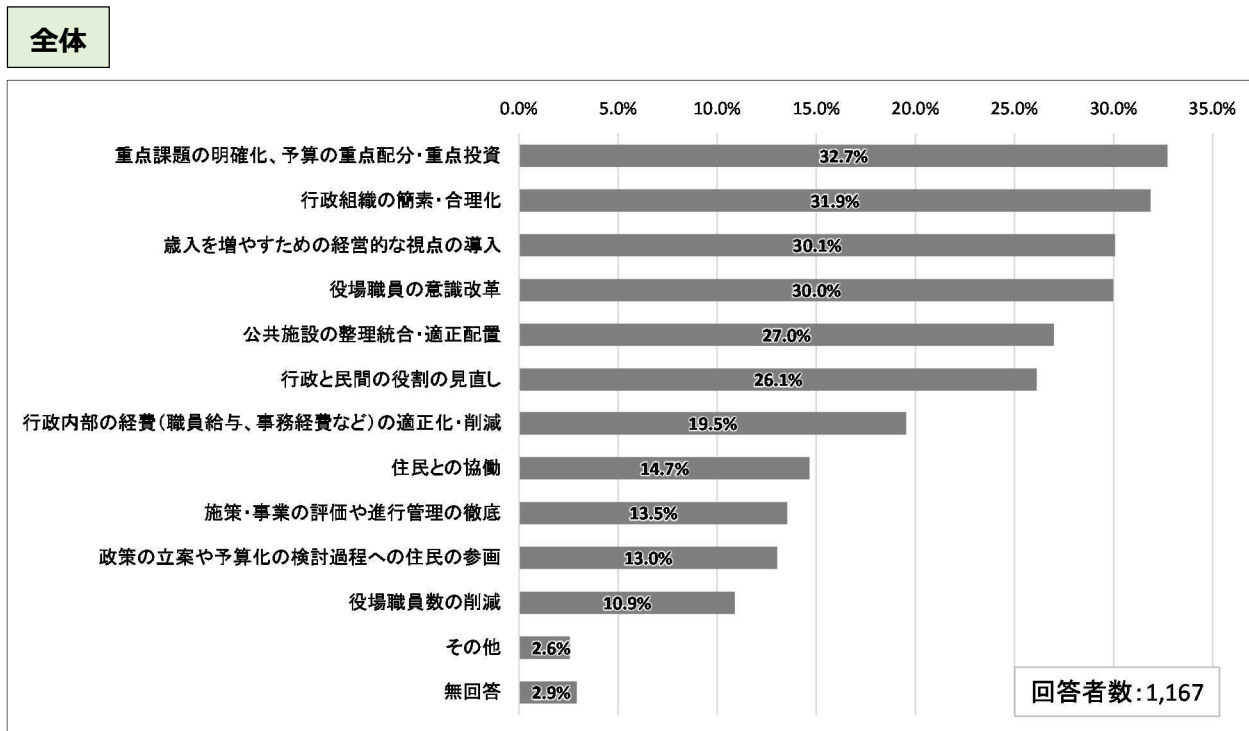
「満足」と「やや満足」合わせると33.7%、「やや不満」と「不満」合わせると20.4%となっています。一方で、全体では「どちらともいえない」が44.6%と最も高い割合となっています。

年齢別にみると、「満足」と「やや満足」を合わせた割合は「10代」が57.9%と最も高く、次いで「70歳以上」が43.6%、「60代」が37.3%、「40代」35.3%と続いています。



【効率的な行財政運営のための取り組み】

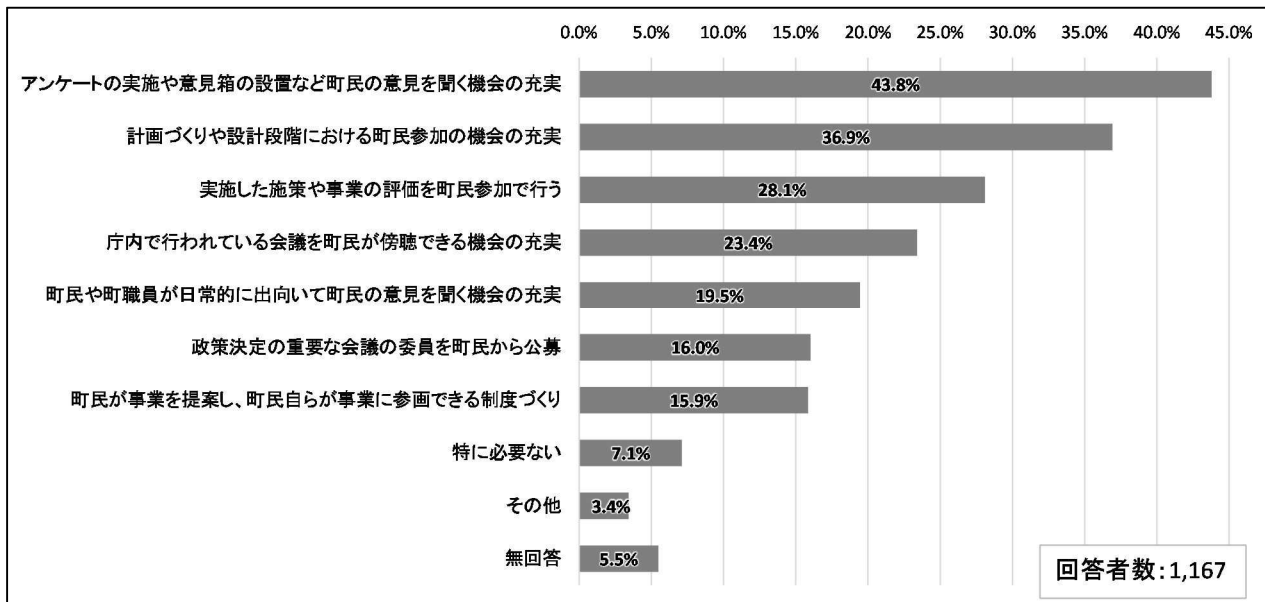
「重点課題の明確化、予算の重点配分・重点投資」が32.7%と最も高くなっています。次いで、「行政組織の簡素・合理化」が31.9%、「歳入を増やすための経営的な視点の導入」が30.1%、「役場職員の意識改革」が30.0%と続いています。



【町民の意見を町政に反映するための取り組み】

「アンケートの実施や意見箱の設置など町民の意見を聞く機会の充実」が43.8%と最も高く、次いで「計画づくりや設計段階における町民参加の機会の充実」が36.9%、「実施した施策や事業の評価を町民参加で行う」が28.1%となっています。

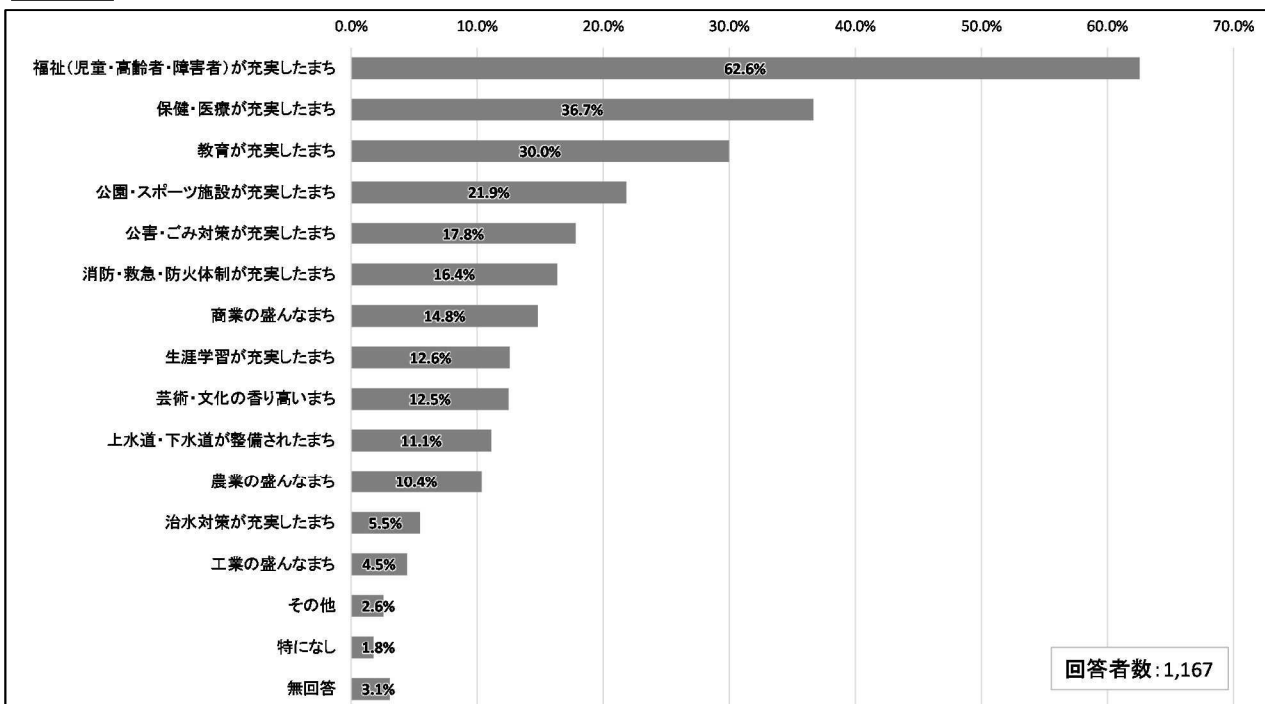
全体



【理想とする扶桑町の将来のイメージ】

「福祉（児童・高齢者・障害者）が充実したまち」が62.6%と最も高くなっています。以下、「保健・医療が充実したまち」が36.7%、「教育が充実したまち」が30.0%、「公園・スポーツ施設が充実したまち」が21.9%と続いています。

全体



2) 企業・事業所意識調査

①調査方法

実施期間	平成28年11月2日から11月30日まで
調査対象	扶桑町内に住所を有する企業・事業所250社
方法	郵送による配布・回収
項目	総合計画について（認知度・関心） 1 企業・事業所の概要について 2 企業・事業所活動の状況について 3 今後の企業・事業所活動に関する展望 4 町政に対する評価 5 扶桑町での企業・事業所活動について 6 協働のまちづくりについて 7 自由意見

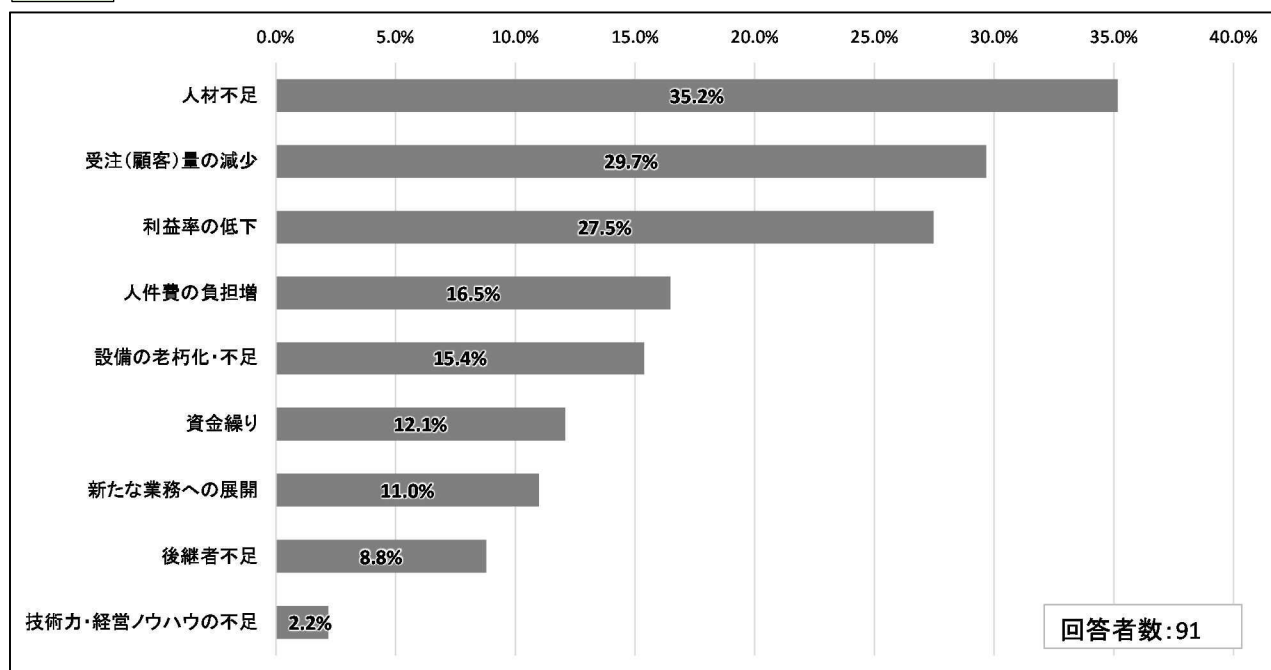
②調査結果の概要

有効回収数	91	有効回収率	36.4%
-------	----	-------	-------

【現在抱えている経営上の問題】

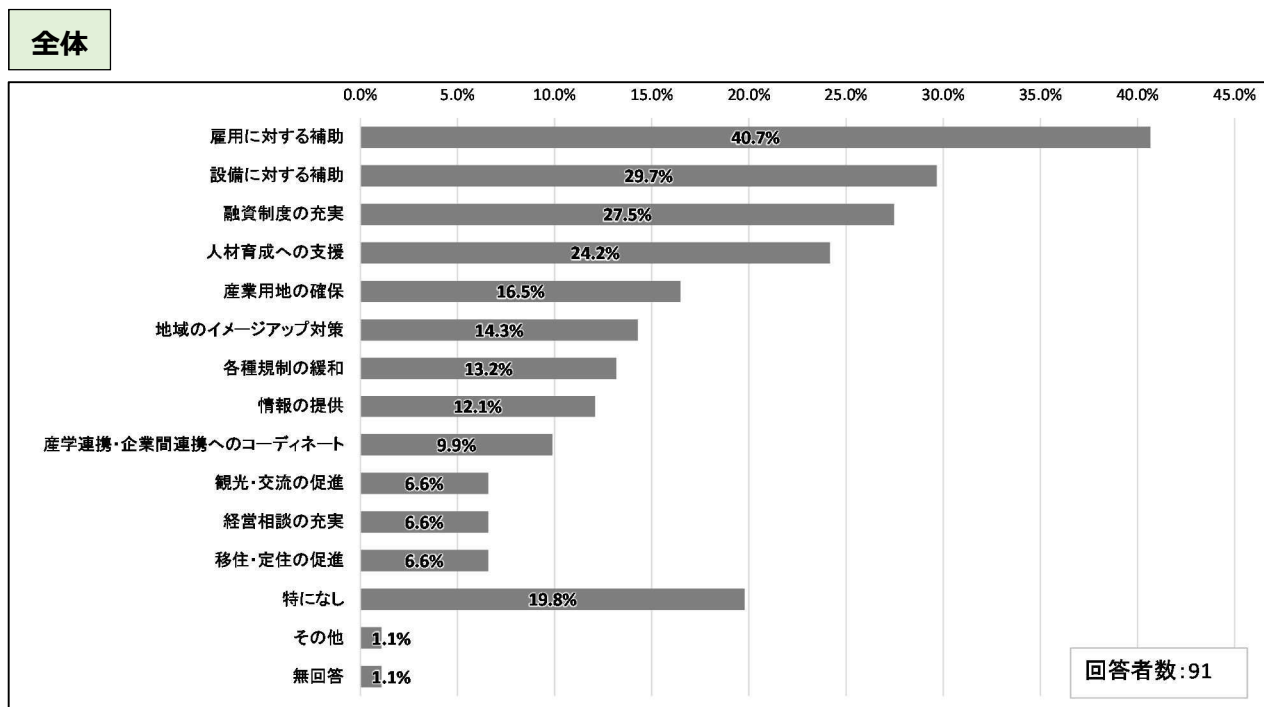
「人材不足」が35.2%と最も高くなっています。次いで、「受注（顧客）量の減少」が29.7%、「利益率の低下」が27.5%、「人件費の負担増」が16.5%と続いています。

全体



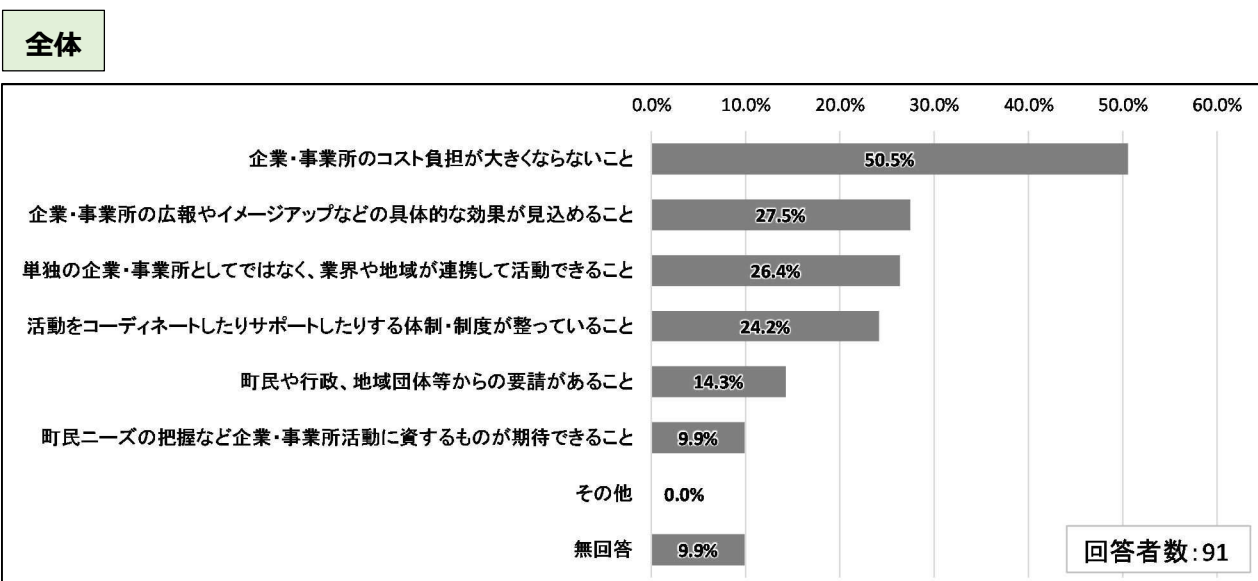
【企業・事業所の事業の継続・発展のために必要な町の支援メニュー】

「雇用に対する補助」が40.7%と最も高くなっています。次いで、「設備に対する補助」が29.7%、「融資制度の充実」が27.5%、「人材育成への支援」が24.2%と上位にあります。



【企業・事業所が協働のまちづくりに積極的に参加するために必要なこと】

「企業・事業所のコスト負担が大きくなること」が50.5%と最も高くなっています。次いで、「企業・事業所の広報やイメージアップなどの具体的な効果が見込めること」が27.5%、「単独の企業・事業所としてではなく、業界や地域が連携して活動できること」が26.4%と上位にあります。



3) 団体意識調査

①調査方法

実施期間	平成28年11月2日から11月30日まで
調査対象	扶桑町内のNPO法人・各活動団体50団体
方法	郵送による配布・回収
項目	総合計画について（認知度・関心） 1 団体の概要 2 町政に対する評価 3 協働のまちづくりについて 4 自由意見

②調査結果の概要

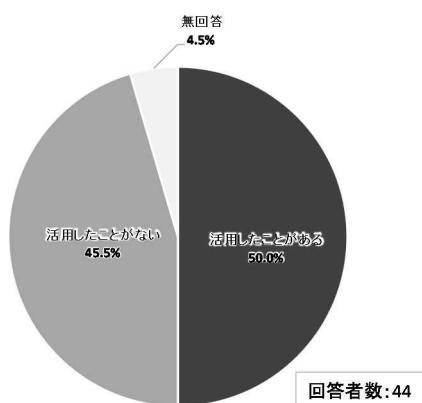
有効回収数	44	有効回収率	88.0%
-------	----	-------	-------

【扶桑町住民活動センター（ぷらねっと扶桑）の活用状況】

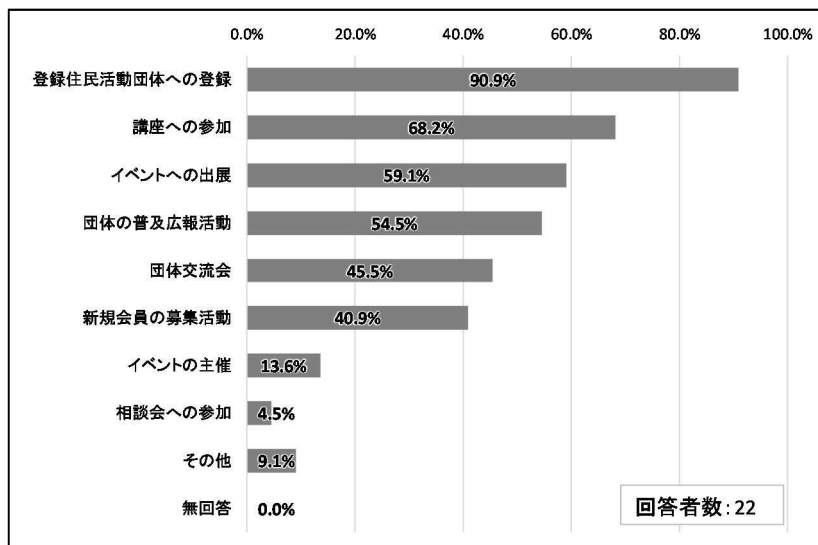
「活用したことがある」が50.0%、「活用したことがない」が45.5%であり、半数程度の活用状況となっています。

活用した事業としては、「登録住民活動団体への登録」が90.9%と最も高く、以下、「講座への参加」が68.2%、「イベントへの出展」が59.1%と続いています。

全体（活用の有無）



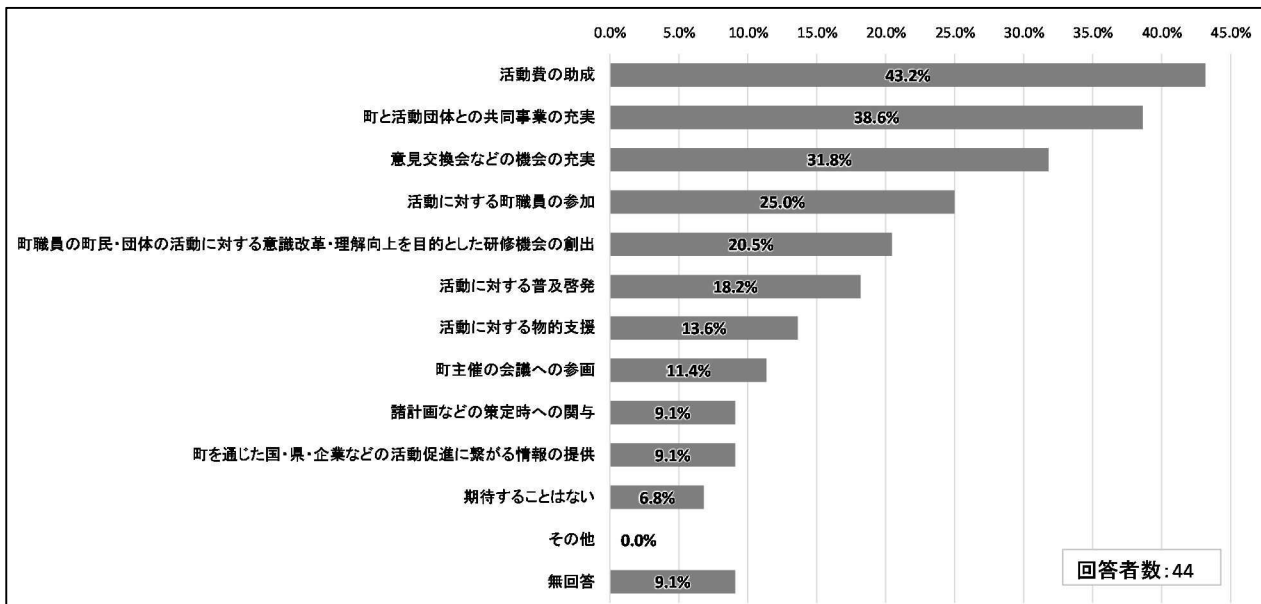
全体（活用した事業）



【協働のまちづくりを進めるために町に期待すること】

「活動費の助成」が 43.2%と最も高くなっています。次いで、「町と活動団体との共同事業の充実」が 38.6%、「意見交換会などの機会の充実」が 31.8%、「活動に対する町職員の参加」が 25.0%と上位にあります。

全体



(4) パブリックコメント

①概要

実施期間	平成 29 年 12 月 4 日から平成 30 年 1 月 5 日まで
方法	書面によるものとし、郵送・F A X・電子メールのいずれかで総務部政策調整課へ提出

②結果

意見提出者数	1 団体及び 3 名
意見提出件数	80 件（内訳：基本構想に関する意見 14 件、基本計画に関する意見 54 件、全体に関する意見 12 件）
回答方法	扶桑町ホームページにて公表

(5) 庁内組織

1) 策定委員会

① 扶桑町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 扶桑町総合計画策定に伴う基本構想、基本計画原案を策定するため、扶桑町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、町長が任命する副町長、教育長及び部長職の者を委員とし、これにより組織する。

(会長)

第3条 委員会に委員長を置き、副町長がこれを務める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、総合計画の基本構想が議決された日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

(補助機関)

第6条 委員会は、委員会の補助機関として作業部会を置くことができる。

(作業部会)

第7条 作業部会は事務を円滑に行うため、総務・文教作業部会、健康福祉作業部会、産業建設作業部会をもって組織する。

2 作業部会は、各課長をもって組織する。

3 作業部会長は、作業部会員の互選により選出する。

4 作業部会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 作業部会は、必要に応じて他の作業部会と合同の会議を開催することができる。

6 その他の事項については、第3条の例による。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

②委員名簿

	所属	氏名（敬称略）	
		H28年度	H29年度
委員長	副町長	渡辺 誠	渡辺 誠
委員	教育長	中島 博明	中島 博明
委員	総務部長	高木 幹雄	鯖瀬 武
委員	健康福祉部長	津田 義信	千田 茂樹
委員	産業建設部長	墨井 康仁	墨井 康仁
委員	産業建設部参事	伊藤 雅史	伊藤 雅史
委員	教育次長	藤川 優孝	加藤 忠昭
委員	議会事務局長	高木 寿幸	高木 寿幸
委員	会計管理者	近藤 英二	高木 幹雄
委員	社会福祉協議会事務局長	遠藤 勝彦	藤川 優孝

③開催状況

	開催日	審議内容
第1回	平成29年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針についての説明 作業スケジュールについての説明 ふそう町民会議の進捗状況についての報告 アンケート取りまとめ状況についての報告
第2回	平成29年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画の名称を「第5次扶桑町総合計画」に決定 総合計画の例規上の位置づけと総合計画そのものの位置づけを「中・長期的な視点を持ち、かつ、すべての施策や個別計画を包括し整合性を持ってまちづくりを計画的に進めるためのもの」として決定 第4次総合計画の検証／評価シート(インベントリーシート)を開示し、現行計画を総括する目的で作成を依頼
第3回	平成29年 4月14日	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画のあり方について審議し、現行どおりの運用基準を継続していくことを決定
第4回	平成29年 4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における基本構想素案について、審議会に提出する内容の確認を実施
第5回	平成29年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における行政評価（外部評価）制度を導入しないことで決定
第6回	平成29年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における基本計画作成用シートを開示し、次週の作業部会にて依頼する旨を伝達
第7回	平成29年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> 集中改革プランの融合により影響を受ける第5次総合計画推進体制について、例規上の「集中改革プラン」という字句を削除することで決定
第8回	平成29年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における基本構想（土地利用構想）及び基本計画素案について、審議会に提出する内容の確認を実施
第9回	平成30年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> 議会からの意見及びパブリックコメントにおける意見に対する回答(案)について内容の確認 基本計画のポイント（リーディングプラン）について内容の確認

2) 作業部会

①委員名簿

部会名	所属	氏名（敬称略）	
		H28 年度	H29 年度
総務・文教作業部会	政策調整課長	高木 明	北折 廣幸
	総務課長	北折 廣幸	岩田 雄尚
	税務課長	紀平 剛志	稲葉 弘夫
	学校教育課長	加藤 忠昭	尾関 実
	生涯学習課長	尾関 実	紀平 剛志
	文化会館長	千田 茂樹	大脇 綾子
	監査委員事務局長	渡邊 隆吉	滝 典彦
健康福祉作業部会	住民課長	鯖瀬 武	高木 明
	介護健康課長	糸井川 浩	糸井川 浩
	福祉児童課長	稲葉 弘夫	渡邊 隆吉
	保育長	—	荒井 裕美
産業建設作業部会	土木課長	滝 典彦	澤木 俊彦
	都市整備課長	澤木 俊彦	小室 和広
	産業環境課長	江口 英樹	江口 英樹

②開催状況

	開催日	審議内容
第1回	平成28年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュールについての説明 アンケート調査様式についての意見聴取
第2回	平成29年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針についての説明 作業スケジュールについての説明 ふそう町民会議の進捗状況についての報告 アンケート取りまとめ状況についての報告
第3回	平成29年 6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における基本計画素案のシート作成及び提出を依頼 シートに基づいて7月中下旬よりヒアリングを実施する旨を伝達
第4回	平成29年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画における基本構想（土地利用構想）及び基本計画素案について、審議会に提出する内容の確認を実施

第3章 関連項目一覧

(1) めざそう値

施策No.	指標名	指標の定義	現状値	H34	H39
1	放課後児童クラブ	小学校区に開設する放課後児童クラブの教室数(教室)	6	11	11
2	がん検診受診率	がん検診(胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺)の受診率の平均値(%)	10.0	15.9	↗
3	認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座の受講者数(人)	2,254	4,354	↗
3	地区宅老(地区サロン)事業実施箇所数	地区宅老(地区サロン)事業を実施している数(か所)	16	21	↗
4	福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者施設から地域生活に移行した人の数(人)	-	1	↗
5	要介護・要支援認定者の割合	高齢者人口に対する要介護・要支援認定者数の割合(%) ※抑制目標	13.9	16.6	19.4
5	特定健康診査の実施率	国民健康保険の40~74歳の被保険者が受診する割合(%)	47.9	58.0	64.0
5	後期高齢者健康診査の実施率	後期高齢者医療の被保険者が受診する割合(%)	50.5	60.5	66.5
6	小中学校校舎非構造部材の改修	校舎の非構造部材の改修工事を実施した小中学校の数(校)	0	0	5
6	小学校エアコン整備	教室にエアコンを整備した小学校の数(校)	1	4	-
8	文化団体の育成	文化協会に所属する団体数(団体)	30	33	↗
8	図書貸出点数	年間の図書貸出点数(点)	346,444	350,644	↗
8	スポーツ団体の育成	体育協会の会員数(人)	1,075	1,150	↗
8	総合型地域スポーツクラブの会員数	総合型地域スポーツクラブの会員数(人)	755	800	↗
9	文化会館でボランティアに携わる人数	扶桑文化会館催事に参加する、ふそう文化会館夢応援団及び友の会の人数(人)	37	42	↗
10	委員会等の女性登用状況	町で設置した審議会・委員会等における構成員に女性が占める割合(%)	26.0	28.5	↗
11	アダプトプログラム参加団体数	協働によるアダプトプログラムに参加した団体数(団体)	25	28	30
11	一人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)	ごみ処理基本計画のごみ排出量目標値(g)	454	439	↘
11	合併処理浄化槽設置数	合併処理浄化槽の設置基数(基)	214	234	↗

施策No.	指標名	指標の定義	現状値	H34	H39
12	地域防災リーダー養成講座受講者数	地域防災リーダー講座のべ受講者数(人)	22	72	↗
12	木造住宅耐震改修実施棟数	耐震診断を実施した後、「危険」と判断された住宅のうち、改修工事を実施した棟数(棟)	102	147	↗
13	交通人身事故の削減	町内における交通人身事故発生件数(件)	152	144	↘
13	街頭犯罪発生の削減	町内における街頭犯罪発生件数(件)	121	114	↘
14	公共施設のバリアフリー化数	公共施設のバリアフリー化対象施設及び設備(520か所)のうち、バリアフリー化が済んだ数(か所)	312	317	322
16	一人あたりの整備済み公園面積	整備済み公園面積÷H27年国勢調査の扶桑町人口(m ² /人)	5.3	↗	↗
17	町道側溝整備延長	平成30年度以降に新設する雨水・生活排水に機能する側溝の整備延長(m)	-	3,500	7,000
18	公共下水道整備率	公共下水道の全体計画面積に対する整備済み面積の割合(%)	31.3	39.6	43.4
19	長寿命化計画を策定した公共施設の数	公共施設等総合管理計画に記載の施設(41施設)のうち、長寿命化計画を策定した施設の数(施設)	0	6	↗
20	認定農業者数	認定農業者の数(経営体)	10	15	↗
20	認定農業者による農用地利用集積面積	認定農業者による利用権設定農地の面積(ha)	35	50	↗
21	創業者数	商工会・金融機関と連携した毎年の新規事業者数(事業者)	5	5	↗
21	就職フェア参加企業数	毎年の就職フェア参加企業数(社)	30	30	↗
21	就職フェア参加求職者数	毎年の就職フェア参加求職者数(人)	50	100	↗
22	町民の意見の反映状況	町民意識調査で、「町民の意見がまちづくりに反映されているかどうか」の設問において、「よく反映されている」「まあまあ反映されている」と回答した割合(%)	14.1	20.4	↗
22	住民活動団体登録数	「扶桑町住民活動支援センター」への登録団体数(団体)	37	52	↗
23	ひまわりあんしん情報メールの登録件数	ひまわりあんしん情報メール各項目の登録者数合計(件)	2,678	3,500	↗
24	経常収支比率	町財政の弾力性を示す割合(%)	90.5	↘	↘
24	町税収納率	町税(現年課税分)(%)	99.1	↗	↗
25	職場外研修受講者数	1年間に外部研修機関の研修を受講した職員数(人)	75	80	↗

(2) 個別計画

施策 No.	計画名	計画期間	本冊子の参照ページ
1	すくすく子育て笑顔プラン in Fuso (扶桑町子ども・子育て支援事業計画)	平成 27 年度～平成 31 年度	35
2	第 2 次健康日本 21 扶桑町計画	平成 26 年度～平成 35 年度	37
3,5	扶桑町第 7 期高齢者保健福祉総合計画	平成 30 年度～平成 32 年度	40,45
4	扶桑町第 4 期障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	43
4	扶桑町第 5 期障害福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	43
5	第 3 期扶桑町国民健康保険特定健診等実施計画	平成 30 年度～平成 35 年度	45
6	扶桑町教育大綱	平成 28 年度～平成 32 年度	50
8	扶桑町生涯学習基本構想	平成 16 年度～	55
10	扶桑町男女共同参画プラン	平成 22 年度～平成 31 年度	59
11	扶桑町環境基本計画	平成 22 年度～平成 36 年度	64
11	扶桑町ごみ処理基本計画	平成 27 年度～平成 36 年度	64
11	扶桑町生活排水処理基本計画	平成 28 年度～平成 37 年度	64
11	扶桑町分別収集計画	平成 29 年度～平成 33 年度	64
12	扶桑町地域防災計画	平成 28 年度～※毎年度改正	68
12	扶桑町国民保護計画	平成 19 年度～	68
14,16	扶桑町都市マスタープラン	平成 23 年度～平成 33 年度	73
16	都市公園等施設長寿命化計画	平成 29 年度～	79
17	橋梁長寿命化修繕計画	平成 24 年度～	81
17	扶桑町道路舗装修繕計画	平成 25 年度～	81
18	扶桑町污水適正処理構想	平成 28 年度～	83
18	五条川右岸流域関連扶桑町公共下水道全体計画	平成 28 年度～	83
19	扶桑町公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～平成 39 年度	85
20	扶桑町農業振興地域整備計画	平成 26 年度～	87
24	扶桑町まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～	97
25	扶桑町人材育成基本方針	平成 19 年度～	99
25	扶桑町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画	平成 28 年度～	99



扶桑町民憲章

(平成4年8月2日制定)

わたしたちは、自然に恵まれ輝く伝統と文化を尊ぶこのふるさと扶桑町をさらに夢と希望あふれるまちにするために、この憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、緑あふれるまちにしましょう。
- 一、働く喜びを味わい、生き生きとしたまちにしましょう。
- 一、教養を深め、文化の香り高いまちにしましょう。
- 一、保健と安全に努め、健やかなまちにしましょう。
- 一、一人ひとりを大切にし、心がかようまちにしましょう。

扶桑町交通安全憲章

(昭和47年1月1日制定)

- 一、わたくしたちは、交通規則をよく知り、よく守り生命を大切にします。
- 二、わたくしたちは、左右をよくたしかめてから道路、踏切を横断します。
- 三、わたくしたちは、道路へは決してとびださないようにします。
- 四、わたくしたちは、「おとしより」や「こども」の安全を守ります。
- 五、わたくしたちは、道路を広く正しく使います。
- 六、わたくしたちは、家庭で交通安全の話し合いをします。

扶桑町非核平和宣言

(昭和 60 年 6 月 27 日制定)

真の恒久平和と安全は人類共通の願望である。

しかるに、核兵器は高度・多様化され、核軍備拡張は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本からおびやかす段階に至っている。世界の各地で武力紛争が絶え間なく、地域核戦争への脅威がせまっている。わが国は人類最初で唯一の原爆被災国であり、核戦争が人類を破滅させ得るものであることを身をもって体験した。

平和と国際協調を理念とした平和憲法の精神からも、核兵器の全面廃絶は、全人類の死活にかかわる重要な緊急の課題である。

人類が共存し、その一人ひとりが生命の尊厳を保って、人間らしく生活できる真の平和実現を願って、わが扶桑町は平和行政を積極的に推進し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに議会の議決をもって平和宣言をする。

地球環境保護宣言

(平成 4 年 9 月 23 日制定)

かけがいのない地球、誕生以来 45 億年という時の流れの中で自らいとなみ、そして生命を育んできた。

地球、それは人類を含む全ての生きとし生けるものの共通の住みかであり、財産である。その地球は今、人類の欲望のために自らいやす力を失い破滅への道をたどろうとしている。

地球は病んでいる。

地球は助けを求めている。

今立ち上がらなければなりません。

我々と未来の世代のために。

私たち扶桑町民は宣言します。

もっと自然を大切に、環境にやさしい文化をつくっていくことを、家庭で地域で環境を守るための活動に参加することを、そして、その輪をさらに広めることをめざして。

地球に人類の良心を示そう。

愛する地球のために.....

小さなまち、扶桑町から日本と世界の人々に向けて。

第5次扶桑町総合計画

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330

TEL 0587-93-1111 FAX 0587-93-2034

<https://www.town.fuso.lg.jp/>

編集 扶桑町 総務部 政策調整課